

令和3年松前町告示第17号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定により、  
令和3年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり  
縦覧に供する。

令和3年3月24日

松前町長 岡本 靖

- 1 縦覧場所 松前町役場 税務課
- 2 縦覧期間 令和3年4月1日（木）から同年4月30日（金）ま  
で。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する  
法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
- 3 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。